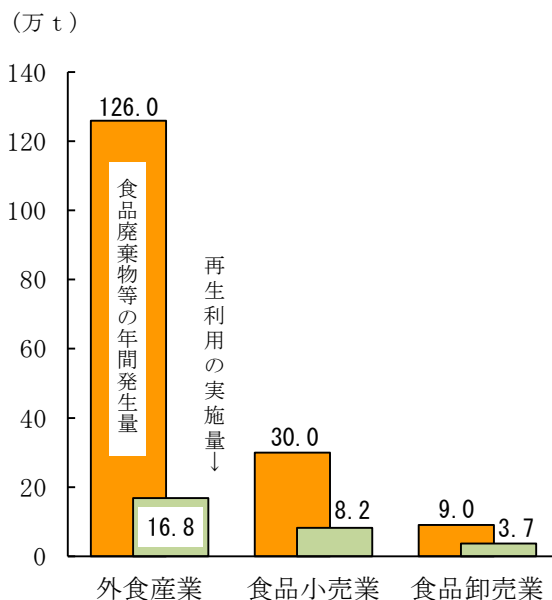


【調査結果の概要】

平成25年度の食品廃棄物等の年間発生量が100 t 未満の事業所（食品卸売業、食品小売業及び外食産業）における食品廃棄物等の年間発生量は、外食産業が126万 t、食品小売業が30万 t、食品卸売業が9万 t となった。

また、食品廃棄物等の年間発生量のうち、再生利用の実施量をみると、外食産業が16万 8 千 t、食品小売業が8 万 2 千 t、食品卸売業が3 万 7 千 t となった。

図 食品廃棄物等の年間発生量及び再生利用の実施量
（食品廃棄物等の年間発生量100 t 未満の事業所）



本調査の調査対象母集団は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する事業所母集団データベースの食品卸売業、食品小売業及び外食産業に該当する事業所のうち、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第9条第1項に基づく定期報告を行った企業（食品廃棄物等の年間発生量が100 t 以上）に属する事業所以外の事業所とした。